

## Q&A 刑事事件1

弁護士 谷山 智光

### Q1 逮捕(通常逮捕)

警察官から逮捕状を示されて逮捕されました。逮捕されるような覚えはありません。逮捕状とは何ですか。逮捕はいつまでされるのですか。

#### A1

逮捕状とは、裁判官が発する捜査機関に逮捕の権限を与える許可状です。罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があると認められ、逃亡のおそれ・罪証隠滅のおそれがない等明らかに逮捕の必要がないと認められないときに発せられます。

逮捕は最長72時間です。

#### 解説

1 逮捕とは、比較的短期間の身体拘束をいい、通常逮捕(刑事訴訟法〔以下「法」という。〕199条)、現行犯逮捕(法212条)、緊急逮捕(法210条)がある。

憲法33条は、「何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。」としているから、裁判官のあらかじめ発する逮捕状によりなされる通常逮捕が原則である。

逮捕状は、裁判官が「被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある」と認めるときに、検察官又は司法警察員の請求により発する(法199条2項本文)。この点、「被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある」については、捜査機関による主観的嫌疑では足りず、客観的・合理的な根拠に基づいて認められる必要があるが、捜査の初期段階であるから、公訴提起をするに足りる程度の嫌疑や有罪判決をする場合に要求される確信の程度までは必要ないと解されている。したがって、有罪判決を言い渡すに足りる証拠がない段階でも逮捕状が発せられることはあるし、逮捕状が発せられたからといって有罪であるとは限らない。

但し、「明らかに逮捕の必要がない」と認めるときは、逮捕状は発せられない(同但書)。この点、逮捕状の請求を受けた裁判官は、逮捕の理由があると

認める場合においても、被疑者の年齢及び境遇並びに犯罪の軽重及び態様その他諸般の事情に照らし、被疑者が逃亡する虞がなく、かつ、罪証を隠滅する虞がない等明らかに逮捕の必要がないと認めるときは、逮捕状の請求を却下しなければならない(刑事訴訟規則143条の3)。

逮捕状には、被疑者の氏名及び住居、罪名、被疑事実の要旨等が記載されるところ(法200条1項)、逮捕状により被疑者を逮捕するには、逮捕状を被疑者に示さなければならない(法201条1項)。したがって、被疑者は、逮捕状を見ることによって、どのような罪名・被疑事実の嫌疑がかけられているのかを知ることができる。

2 司法警察員は、逮捕状により被疑者を逮捕したとき、又は逮捕状により逮捕された被疑者を受け取ったときは、法定の手続をした上で、留置の必要がないと思料するときは直ちに釈放し、留置の必要があると思料するときは被疑者が身体を拘束された時から48時間以内に書類及び証拠物とともに検察官に送致する手続をしなければならない(法203条1項)。

検察官は、被疑者を受け取ったときは、法定の手続をした上で、留置の必要がないと思料するときは直ちに釈放し、留置の必要があると思料するときは被疑者を受け取った時から24時間以内に裁判官に被疑者の勾留を請求しなければならない(法205条1項)。この時間制限は、被疑者が身体拘束をされた時から72時間を超えることができない(同2項)。

### Q2 被疑者勾留

逮捕されてからもうすぐ72時間になりますが、検察官から勾留請求すると言われました。

勾留はどのような場合にされるのですか。

勾留はいつまでされるのですか。

#### A2

勾留は、罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある場合で、かつ、一部の罪にあたる事件を除き①定まった住居を有しないとき、②罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき、③逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるときのいずれか1つにあたることで、勾留の必要があるときになされます。

被疑者勾留は一部の罪にあたる事件を除き最長20日間です。

#### 解説

1 勾留とは、比較的長期間の身体拘束をいい、起訴前になされる被疑者勾留と、起訴後になされる被告人勾留がある。

検察官から勾留請求があった場合、裁判官は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある場合で、①定まった住居を有しないとき、②罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき、③逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるときのいずれか1つにあたる時(法207条1項、法60条1項)、勾留の必要(法207条1項、法87条参照)があるときに勾留状を発する。この点、「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき」とは、単なる抽象的な可能性では足りず、罪証を隠滅することが、何らかの具体的な事実によって蓋然的に推測されうる場合でなければならず(大阪地決昭和38年4月27日)、判断にあたっては、①罪証隠滅の対象、②罪証隠滅行為の態様、③罪証隠滅の余地(客観的可能性及び実効性)、④罪証隠滅の意図(主観的可能性)の各要素が具体的な事案に即して検討される。

2 被疑者を勾留した事件につき、勾留の請求をした日から10日以内に公訴を提起しないときは、検察官は、直ちに被疑者を釈放しなければならない(法208条1項)。裁判官は、やむを得ない事由があると認めるときは、検察官の請求により、前項の期間を延長することができる。この期間の延長は、通じて10日を超えることができない(同2項。なお、一部の罪にあたる事件の例外として法208条の2)。この点、「やむを得ない事由があると認めるとき」とは、事件の複雑困難(被疑者もしくは被疑事実多数のほか、計算複雑、被疑者関係人らの供述又はその他の証拠のくいちがいが少からず、あるいは取調が必要と見込まれる関係人、証拠物等多数の場合等)、あるいは証拠蒐集の遅延若しくは困難(重要と思料される参考人の病気、旅行、所在不明もしくは鑑定等に多くの日時を要すること)等により勾留期間を延長して更に取調をするのでなければ起訴もしくは不起訴の決定をすることが困難な場合をいう(最判昭和37年7月3日判時312号20頁)。

3 なお、起訴前の被疑者勾留には、法律上、保釈は認められていない。

### Q3 刑事処分

逮捕・勾留された私は、この先、どういう処分になるのでしょうか。

### A3

捜査をした結果、検察官は、被疑者に対し、いかなる刑事処分を求めるかを決めます。

検察官が行う処分として①公訴提起(起訴)、②略式命令請求、③不起訴などが考えられます。

#### 解説

1 捜査をした結果、捜査機関は、裁判所に、被疑者に対していかなる刑事処分を求めるかを定める。かかる決定は検察官が行う。

2 考えられるものとして、まず、公訴提起(起訴)がある(法247条)。公訴提起があると、裁判所において刑事裁判が始まり、裁判所によって、犯罪の証明(法333条1項)があるか否か、犯罪が証明された場合に被告人にいかなる刑を科すかが判断される。なお、証拠上、犯罪の証明があったといえない場合には無罪判決が言い渡される。

3 また、法律が定める比較的軽微な事件については、略式命令(簡易裁判所が、簡易な手続きで100万円以下の罰金又は料金を科す。法461条)を請求することができる。略式命令の場合は、刑事裁判の負担はない。但し、簡易な手続きで100万円以下の罰金又は料金を科せられるので、略式手続きによることについて被疑者に異議がないことが必要である(法461条の2)。したがって、被疑者が犯罪を否認しているような場合には適さない。

4 捜査をした結果、嫌疑がない、もしくは嫌疑が不十分と判断された場合には、不起訴とされる。この場合、当然、刑事裁判とはならない。

なお、嫌疑は十分ある場合であっても、検察官は、犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないときは、公訴を提起しない(起訴猶予とする)ことができる(法248条)。具体的には、犯罪の軽重、犯罪の情状、前科前歴の有無、常習性の有無、監督保護者の有無、住居定職の有無、反省の有無、被害弁償や示談の有無などが考慮される。例えば、犯罪が重大ではなく軽微である、初犯である、被害者と示談が成立しているような場合には起訴猶予とされる場合がある。

起訴猶予となった場合は、前科はつかない。

#### 参考文献

別冊判例タイムズ34号「令状に関する理論と実務Ⅰ」(判例タイムズ社、2012年)

司法研修所検察教官室「平成15年版検察講義案」(法曹会、2004年)